

相楽東部広域連合議会会議規則

平成 21 年 1 月 26 日
議会規則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）
- 第 2 章 議案及び動議（第 13 条—第 19 条）
- 第 3 章 議事日程（第 20 条—第 24 条）
- 第 4 章 選挙（第 25 条—第 34 条）
- 第 5 章 議事（第 35 条—第 48 条）
- 第 6 章 発言（第 49 条—第 65 条）
- 第 7 章 委員会（第 66 条—第 78 条）
- 第 8 章 表決（第 79 条—第 88 条）
- 第 9 章 請願（第 89 条—第 95 条）
- 第 10 章 秘密会（第 96 条・第 97 条）
- 第 11 章 辞職及び資格の決定（第 98 条・第 99 条）
- 第 12 章 規律（第 100 条—第 105 条）
- 第 13 章 懲罰（第 106 条—第 112 条）
- 第 14 章 公聴会（第 113 条—第 118 条）
- 第 15 章 参考人（第 119 条）
- 第 16 章 会議録（第 120 条・第 121 条）
- 第 17 章 全員協議会（第 122 条）
- 第 18 章 補則（第 123 条）
- 附則

第 1 章 総則

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に定められた場所に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席又は遅刻の届出）

第 2 条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付し、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

（議席）

第 3 条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。

2 新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要であると認めたときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更すること

ができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに会議の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 会議の開始は、口頭で報ずる。

(休会)

第9条 広域連合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中に定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第 12 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所(別に住所の届出をした者は、届出の住所)に、文書又は口頭をもって行う。

第 2 章 議案及び動議

(議案の提出)

第 13 条 法第 112 条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、1人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 14 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 15 条 動議は、法又はこの規則において定めがある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、その案をそなえ、発議者が署名して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第 17 条 秘密会の動議は所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第 18 条 他の事件に先だって表決に付されなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序の変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるとき、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣言の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配

布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第 29 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告のあった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に、当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮ってこれを決める。

(議案等の朗読)

第 37 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 38 条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 39 条 委員会に付託した事件は、第 78 条（（委員会報告書））の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第 40 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第 77 条（（少数意見の保留））第 2 項の規定による手続きを行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前 2 項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第 41 条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第 42 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第 43 条 議長は、前条の質疑が終わったときは議論に付し、その結果の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 44 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第 45 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延長を議会に求めることができる。

3 前 2 項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 39 条（（付

託事件を議題とする時期)) の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 46 条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第 47 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第 48 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言

(発言の要求)

第 49 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と叫び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上挙手し発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(発言の許可)

第 50 条 発言は、すべて議長の許可を得なければならない。

(発言の通告及び順序)

第 51 条 議長は、必要があると認めるときは、質疑については、その要旨、討論については反対又は賛成の別を記載した発言通知をあらかじめ提出させることができる。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合は、この限りではない。

2 発言の順序は、議長が決める。

3 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(討論の方法)

第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 53 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 54 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議長は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第 55 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 56 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで議会に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 57 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 58 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 59 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討議が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 60 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 61 条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
- 3 質問の順序は、議長が定める。
- 4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第 62 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

- 2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 63 条 質問については、第 55 条((質疑の回数))及び第 59 条((質疑又は討論の終結))第 1 項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第 64 条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 65 条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 7 章 委員会

(議長への通知)

第 66 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第 67 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第 68 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第 69 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第 70 条 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第 71 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第 73 条 委員会は、法第 100 条((調査権))の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第 74 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第 75 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第 76 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第 77 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経

て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第 78 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第 8 章 表決

(表決問題の宣告)

第 79 条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 80 条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 81 条 表決には、条件を付することができない。

(起立による表決)

第 82 条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を確認しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 83 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第 84 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第 85 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 26 条から第 33 条までの規定を準用する。

(表決の訂正)

第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 88 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に評決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第 9 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 89 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第 90 条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 91 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者はほか何人と記載し、同一の議員紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 92 条 議長は、第 38 条 ((議案等の説明、質疑及び委員会付託)) 第 1 項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 93 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 94 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)採択すべきもの

(2)不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、連合長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第 95 条 陳情書及びこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第 10 章 秘密会

(指定者以外の退場)

第 96 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 97 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 11 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 98 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 99 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第12章 規律

（品位の尊重）

第100条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第101条 議場に入る者は、見苦しくない服装をしなければならない。

（議事妨害の禁止）

第102条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第103条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

（新聞等の閲読禁止）

第104条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（議長の秩序保持権）

第105条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第106条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条（（秘密の保持））第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰の審査）

第107条 懲罰については、議会は、第38条（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

（代理弁明）

第108条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 109 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 110 条 出席停止は、3 日を超えることができない。ただし、数件の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合はこの限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第 111 条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲戒の宣告)

第 112 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 14 章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第 113 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 114 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 115 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 116 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 117 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 118 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 119 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 116 条《公述人の発言》、第 117 条《議員と公述人の質疑》及び第 118 条《代理人又は文書による意見の陳述》の規定を準用する。

第 16 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 120 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第 121 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

第 17 章 全員協議会

(全員協議会)

第 122 条 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 18 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 123 条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 4 条第 2 項の改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。